

平成25年度判事補海外留学研究員報告書（第7回）

氏 名 鈴木 麻奈美	所属庁・官職 水戸家庭裁判所 判事補	派遣先 米・カリフォルニア大学 デービス校
提 出 書 面 平成26年4月25日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年4月1日～平成26年4月25日） 4月1日～25日 カリフォルニア大学デービス校ロースクールにて，春学期授業を聴講 ヨーロー郡上位裁判所訪問 ヨーロー郡検察庁訪問 ヨーロー郡公設弁護人事務所訪問 ヨーロー郡 Jail, Juvenile Hall, Probation Office 等訪問		
キーワード欄 ・カリフォルニア大学デービス校ロースクール ・カリフォルニア州ヨーロー郡上位裁判所 ・カリフォルニア州ヨーロー郡検察庁 ・カリフォルニア州ヨーロー郡公設弁護人事務所		

平成26年4月25日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

報告書（第7回）

平成25年度判事補海外留学研究員

（派遣地 カリフォルニア大学デービス校）

水戸家庭裁判所判事補 鈴木 麻奈美

平成26年4月1日から同月25日までの研究状況等について、以下のとおり報告する。

第1 授業の聴講について

引き続き、Advanced Criminal Procedure 及び Juvenile Justice を聴講させていただき、これらの授業は、4月24日に終了した。

Advanced Criminal Procedure では、カリフォルニア州に特徴的な Three Strikes Law（Felony を三度犯すと、三度目の罪の性質、重さにかかわらず終身刑になるというもの。）に関連して、終身刑を逃れるために申し立てられる Romeo Motion の話等が印象に残った。同 Motion の手続きにおいて、どのような要素が考慮されるかというものだった。

Juvenile Justice では、Juvenile Dependency の概要に関する講義が行われ、虐待を受けている子のための手続である Dependency では、父親は誰かという点が大きな問題になること、カリフォルニア州では、昨年秋に三人以上の親が親権を共有することを可能にする法案（SB274）が成立したこと等が紹介された。

第2 裁判所訪問について

ヨーロー郡上位裁判所にて、殺人・老人への虐待致死・横領事件（日本では保護責任者遺棄致死に当たる事件だと思う）の陪審裁判を傍聴した。選任手続は、これまで傍聴したいくつかの事件とは異なり、Hardship を理由とした辞退を、書面により裁判官が認めていた。

陪審選任手続の前に、Eliminate Motion が弁護人から提出され、起訴状

で共犯者とされている者の裁判結果や、被告人の前科の内容を被告人が証言しない限り法廷に出さないこと、亡くなった被害者の健康なときの写真（撮影時期は不明）を証拠として認めないこと等がルールとして定められた。日本では、公判前整理手続で決めるようなことが、陪審員を選任する当日の朝に決められていた。

被告人の前科の内容は、子どもへのわいせつ事件とのことであった。本件の罪体の証明には何の関係もないが、カリフォルニアの証拠法で、証人の弾劾のために、証人の前科を明らかにすることが許されており、被告人についても同様とのことだった。証言内容と何らの関係もない前科の提出を認めて、前科があるからこの証人（被告人を含む）の言うことは信用できないという推認が正しいのか疑問に感じた。

その他、手続の各段階における私の疑問点を、ほぼ毎日、裁判官に聞いていただいた。捜査官が証人になるにもかかわらず、公判の初めから在廷が認められていること、証言拒絶権は配偶者に対するもののみ認められていること、結果が重なる二つの罪について有罪となっても、刑は重い罪に対するものしか執行されないこと等を学んだ。■■■■■は、陪審員がメモした質問事項を当事者とともに目を通した後、証人に質問する方法をとっておられ、これは陪審員にも検察官、弁護人にも大変好評だった。評決終了後、検察官、弁護人のために、陪審員から公判の感想を聞く機会があったが、裁判官の許可を得て私も出席させていただいた。陪審員は、証拠として提出された写真の撮影年月日など、重要な点に気づいていた。

第3 その他の施設訪問について

上記トライアルを担当していた■■■■■及び■■■■■にお願いして、事務所訪問をさせていただいた。■■■■■の上司にあたる■■■■■がアレンジしてくださり、Jail, Minimum Security Center, 受刑者の出所後の生活を支援する Training Center, Juvenile Hall, Probation Office の見学もさせていただくことができた。以上

平成25年度判事補海外留学研究員報告書（第8回）

氏 名 鈴木 麻奈美	所属庁・官職 水戸家庭裁判所 判事補	派遣先 米・カリフォルニア大学 デービス校
提 出 書 面 平成26年5月21日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年4月26日～同年5月21日） 4月26日～5月21日 カリフォルニア大学デービス校ロースクール図書館等にて資料調査 サクラメント郡上位裁判所，ヨーロー郡上位裁判所にて裁判傍聴 5月6日 カリフォルニア州最高裁判所にて口頭弁論傍聴 5月9日 ソラノ郡上位裁判所（少年部）訪問 5月14日 サクラメント郡上位裁判所（家事調停部）訪問 5月20日 ソラノ郡上位裁判所（刑事部）訪問		
キーワード欄 ・カリフォルニア州サクラメント郡上位裁判所 ・カリフォルニア州ソラノ郡上位裁判所 ・カリフォルニア州最高裁判所		

平成26年5月21日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

報告書（第8回）

平成25年度判事補海外留学研究員

（派遣地 カリフォルニア大学デービス校）

水戸家庭裁判所判事補 鈴木 麻奈美

平成26年4月26日から5月21日までの研究状況等について、以下のとおり報告する。

第1 概要

これまで訪問したことのなかった裁判所や部門への訪問に挑戦した。

第2 裁判所訪問について

- 1 先月の報告書に記載すべきことだったが、4月21、22日の両日、シアトルの Child Advocacy Center（犯罪被害者の子どもの捜査とケアのため、Forensic Interviewer、刑事、検察官、カウンセラーが同じ建物で働いている）や裁判所を訪問して、刑事裁判手続において働く犬について学んだ。これは、デービス在住の研究者（動物と人間の関係について研究中）のお誘いによるもので、シアトルで始まったという Courthouse Dog Foundation の設立者にアレンジしていただいた。Courthouse Dog は、よくトレーニングされた犬が、捜査段階やトライアルの証人尋問において、証人となる子ども等の心を落ち着かせ、きちんと話ができるよう手助けするものである。裁判所での証人尋問に関していえば、日本の刑事訴訟法では、付添人、衝立、ビデオリンクの証人保護方法があるところ、アメリカのワシントン州等では、証人に付添人等を認めると、陪審員が過度に証人に同情して、被告人に公正な裁判が保障されなくなると考えるようであり、そのため、証人保護のため、犬を使うことが始まったとのことである（犬は証言台の裏の、証人の足元で静かにしているため、陪審員からは見えない）。日本では、上記のとおり証人保護方法が存在するため、少なくとも

裁判所での Courthouse Dog の必要性は乏しいと考えたが、捜査段階や家庭裁判所の調査等において、被害者の心のケアをはかりつつ必要な情報を得るという目的であれば、活用がないわけではないように感じた。

2 5月6日に、カリフォルニア州最高裁判所の口頭弁論を傍聴するため、サンフランシスコまで足を延ばした。最高裁の裁判官の定員は7名だが、1名が最近退官されたとのことで、その席には、カリフォルニア各地の高裁から1件ごとに填補裁判官が入っていた。7名の裁判官から当事者にひっきりなしに厳しい質問が飛んでおり、本場の口頭弁論を傍聴することができて良い経験になった。

3 5月9日には、ソラノ郡上位裁判所の少年部を訪問し、[]の部で、Juvenile Delinquency と Juvenile Dependency の手続を傍聴した。運良く、Dependency の手続において、弁護士なしの本人による手続を傍聴することができた。郡に子どもを取り上げられた両親が、この手続から逃れるため、子どもが Indian であるなどという、とんちんかんな主張をしており、連邦裁判所や高裁にも様々な申立てをしているようで、本当に子どもを取り返したいと思っているのか疑問に感じた。一方で、両親による証人への反対尋問は、クローズドクエスションになっており、手続については彼らなりにかなり勉強しているように見受けられた。

4 5月14日には、2月のアテンドの際に知り合った家庭裁判所の調停官兼調査官の []さんをお願いして、調停・調査の手続を3件、傍聴させていただいた。カリフォルニア州では、子の親権及び面会交流に関してのみ調停前置主義が取られており、原則として1回の申立てにつき1度だけ、1～2時間程度の調停を行っていた。合意できなかった部分については、調停官が Recommendation を裁判官に対して提出する。この Recommendation を提出するかどうか、郡によってかなり異なるとのことで、カリフォルニア州の3分の2の郡では提出する、3分の1では提出しないことになっている。調停官兼調査官は、心理学等の修士号を持つ者だけが応募

でき、カウンセラーの資格も持っているとのことで、そのためか、調停官一人で、かつ両当事者同席調停であるにもかかわらず、うまく調停が進んでいたように感じた。子どもは、調査予定の有無にかかわらず、調停の日には裁判所に連れてきておかなければならず、調停官が必要と考えた場合には、調停に引き続き調査を行うという流れになっていた。

子どもの面会交流については、こちらでは、結婚しないで子どもを持つカップルが大変増えていること、面会交流について、平等に子どもと接するために、月・火曜は母（又は父）宅、水・木曜は父（又は母）宅、金・土・日曜は母（又は父）宅（2・2・3プランという。）という計画を原則とし、イースター、夏休み、サンクスギビング、クリスマスの休暇をそれぞれ二分していたこと等が印象に残った。加えて、父母に新たな交際相手があり、その交際相手（及びその連れ子）とも子どもが交流することが一般的に受け入れられているように見受けられたこと等、カルチャーショックを受け続けた一日だった。

- 5 先月、2週間にわたって傍聴した殺人事件の量刑審理が行われる予定になっていたため、5月16日に Yolo 郡上位裁判所の当該部を訪問した。これに先立ち、Pre-Sentence Report を見せてもらえないか、[REDACTED]と[REDACTED]にお願いしてみたが、判決が言い渡されるまでは Public Record にならないため見せられないとのことだった。当日は、弁護士から New Trial の申立て等があり、期日は続行になってしまい、続行期日は、後記の Solano 郡上位裁判所の訪問予定と重なってしまったため、傍聴できなかった。
- 6 5月20日、Solano 郡上位裁判所の刑事部を訪問させていただいた。陪審員裁判を傍聴したい旨お伝えしていたが、訪問日には適当な事件がなく、陪審裁判の最終弁論と、殺人未遂事件の Preliminary Hearing を二件、傍聴した。いずれも、銃に関わる事件で、犯罪に使われる凶器が銃であることの怖さを改めて実感した。

本筋ではないが、退職した裁判官が、休暇中の裁判官の代わりに法廷に入っていた点も、興味深く感じた。仕事の停滞を防ぎつつ、休暇を取りやすくするための一つの方法かもしれないと思った。

第3 その他

5月16日は、ロースクールの卒業式で、昨年7月の夏期法律講座からこれまで仲良くしてきた LLM 生や、友人になった JD 生の卒業を見届けるため、卒業セレモニーと卒業パーティーに出席した。時の流れの早さを痛感すると同時に、今後、様々な道を進む友人たちと、再会できる日を楽しみにしたいと思った。卒業パーティーでは、長年にわたり LLM 生の担当として大変親切にお世話をしてくださった ████████ が、次の年度からは担当を外れることが発表された。

以 上

平成25年度判事補海外留学研究員報告書（第9回）

氏 名 鈴木 麻奈美	所属庁・官職 水戸家庭裁判所 判事補	派遣先 米・カリフォルニア大学 デービス校
提 出 書 面 平成26年6月28日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年5月22日～同年6月28日） 5月22日～6月28日 カリフォルニア大学デービス校ロースクール図書館等にて資料調査 サクラメント郡上位裁判所，ヨーロー郡上位裁判所にて裁判傍聴 5月29日 サクラメント郡上位裁判所 Home Court（Dept 60）訪問 6月18日 東部カリフォルニア郡連邦公設弁護人事務所訪問 6月24日 東部カリフォルニア郡連邦破産裁判所訪問		
キーワード欄 ・カリフォルニア州サクラメント郡上位裁判所 ・東部カリフォルニア郡連邦公設弁護人事務所 ・東部カリフォルニア郡連邦破産裁判所		

平成26年6月28日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

報告書（第9回）

平成25年度判事補海外留学研究員

（派遣地 カリフォルニア大学デービス校）

水戸家庭裁判所判事補 鈴木 麻奈美

平成26年5月22日から同年6月28日までの研究状況等について、以下のとおり報告する。

第1 裁判所訪問等について

- 1 5月29日、サクラメント郡上位裁判所の■■■■■さんにアレンジしていただき、■■■■■の部において、Plea Bargaining 手続前の、法曹三者によるカンファレンスに出席させていただいた後、法廷での手続も傍聴させていただいた。■■■■■の部は、DV事件の集中部とのことだった。

カンファレンスは、検察官と弁護人が主導し、それぞれの事件についてどのような結論にすべきか話し合い、裁判官も当事者の話を聞きながら、疑問点があれば口を挟むという方法で進められていた。各当事者が注目している点は、犯情や前科、監督できる家族の存在等、日本での刑事事件処理とさほど変わらないものだった。

手続後、法廷に残っていた検察官に、どのように結論を導くのか、上司の同意等は求めるのか伺ってみたところ、主に犯情と、前科と、他の事件とのバランスで決めているとのことだった。検察官に、日本のような決裁制度はないとのことだった。

■■■■■とお話させていただいて特に感銘を受けたのが、■■■■■は、今年から新たに DV 事件の集中部で働かれているのだが、精神疾患が理由となって DV 事件を繰り返す被告人が多いことに気づいたものの、現在行われているメンタルヘルスコートは DV 事件の被告人を入れてはくれないため、DV 事件のメンタルヘルスコートを始めることを決心され、6月2日に第1回目の DV メンタルヘルスコートを始めることにした、とお話である。近隣の大学で専門的な勉強をしている学生等からボランティアを募って、精神疾患のある被告人のメンタルケアを始めることにし、被告人だけでなく、学生にも良い経験になると考えたとのことだった。新しい事務を始めてわずか半年以内に、必要と考える新しい制度を作り、スタートさせてしまうところ（そしてうまくいかなければ止めればいい、改善すればいいと考えているところ）が、アメリカ国民に共通する素晴らしい部分だと思った。

2 東部カリフォルニア郡連邦公設弁護人事務所訪問

3月に行った高森局付のアテンドの際に開拓した訪問先である上記弁護士事務所の[]氏を訪ねて事務所を訪問し、Investigatorの仕事内容等についてお話を伺った。

Investigatorは、弁護士とチームを組んで仕事をしており、訪問当日にも各部屋で、事件の進め方について話し合いが持たれていた。必要であれば、どこへでも行って証人に面接したり、現場写真を撮影したりするとのことだったので、捜査に関してどんなトレーニングを積んでおられるのか伺ってみたところ、採用時点で、捜査に関する実務経験が3年以上あることが応募条件となっており、[]氏は[]

[]とのことだった。他のInvestigatorの方の中は、Forensic Interviewerのご経験がある方等がいらっしゃるとのことだった。

[]氏によれば、アメリカの捜査機関は、被告人側の証人となるべき人や、被告人の生い立ちに関する証拠収集は全くしないとのことであり、大変驚いた。実際に、見せていただいた記録では、日本では乙1号証となるような、被告人の生い立ちに関する捜査は弁護士事務所によってされ、供述調書のようなものが作成されていた。

これまで、日本に公設弁護士事務所がないことや、被告人側のために捜査をするInvestigatorがいないことを公設弁護人の方にお話すると、とても驚かれ、それは不公平な事態だから改善すべきだ、と言われることが多く、私もそうかもしれないと考えていたが、日本の捜査機関は、少なくとも罪体に関わることであれば、被告人側の証人となるべき者に対する捜査も行うし、簡単ではあっても被告人の生い立ちに関する供述調書を作るので、弁護士側が一から行う必要はないのが現状であると思われる。日本では、ある程度、捜査機関の方で、被告人のための捜査が行われているといえるため、完全に不公平な状態ではないのだろうと思った。

1時間半程度事務所案内や、記録を見せていただきながらお話を伺った後、実地研修として、サクラメント市内で、薬の売買や売春が日常的に行われている治安の悪い地域の視察に連れて行っていただいた。暑い日の日中だったこともあり、普段ほど多くは薬の売人や売春婦が外に出てきていないとのことだったが、それでも、町の雰囲気や歩いている人の雰囲気は感じる事ができた。

- 3 私の次の任地と事務について[]さんにお話したところ、連邦破産裁判所に知り合いの裁判官がいらっしゃるとのことので、訪問予定をアレンジしていただいた。連邦裁判所には、この一年を通じてあまり縁がなかったもので、ありがたかった。

[]には、昼食をご一緒しながらアメリカにおける破産の手続

についてお話を伺った後、午後の期日を傍聴させていただいた。破産法は、連邦法なのでアメリカ全土に共通するが、財産法等は、各州法に拠ることになるので、結局、各州によって少しずつ手続は異なってくるとのことだった。

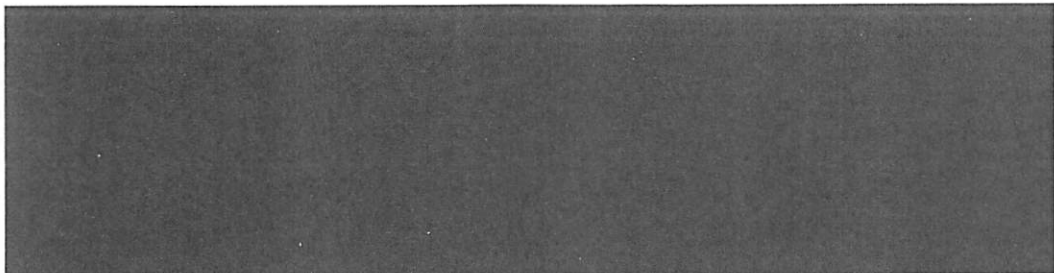
手続は、破産管財人と申立代理人、債権者の代理人等の出席のもと、裁判所が前日までに出した中間判断（最終判断については、弁論を開かない。）に対して当事者が意見を述べるという方式で行われていた。Court Room Deputy という官職の方が、Court Room Clerk のような仕事をされており、速記官も在廷していた。電話による参加も認められていた。

期日の中身は、主に、弁済計画に対して異議が出た場合に、その弁済計画を変更するかどうかが審理対象となっていた。個人の破産の場合、弁済計画を立てるのは破産者本人であることが多く、弁済計画が確定する前にも、その計画どおりの弁済をしなければならないのであるが、それができずに、管財人から計画に対する異議が出されることが多いようだった。

午後2時の期日に四十数件、午後3時の期日に六十数件の事件があり、前述のように最終判断については弁論を開かないのだが、すべての期日が終わったのは、午後6時を過ぎていた。

第2 生活状況等について

1



- 2 一年間の留学の機会を与えていただき、秘書課の皆様をはじめ様々な方に支えていただいたおかげで、充実した一年間を過ごすことができた。心から感謝申し上げ、報告書簡の結びとさせていただきたい。

以 上